鳥取県総務部営繕工事執行要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県総務部(東部建築住宅事務所及び各総合事務所環境建築局を含む。)が発注する営繕工事の請負契約締結以降において、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規第66号。以下「執行規則」という。)で規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この要領において使用する用語は、執行規則において使用する用語の例によるほか、次の各号 に定めるところによる。
- 一 「発注者」とは知事又は鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている総合事務所長で、建設工事請負契約書に記載された者をいう。
- 二 「発注機関」とは工事の発注及び請負契約に関する業務を行う機関をいう。
- 三 「工事執行機関」とは工事の監督に関する業務を行う機関をいう。
- 四 「監督職員」とは執行規則第30条に規定された職員をいう。
- **五** 「工事監理者」とは執行規則第30条に規定された監督を委託された者をいう。
- 六 「指導監督員」とは執行規則第30条により工事監理者に監督業務の一部を委託した場合の監督職員 をいう。
- 七 「統括電気主任技術者」とは鳥取県総務部営繕工事自家用電気工作物保安規程(以下「保安規程」という。)第4条に規定された者をいう。

(工事の施工の基準)

第3条 受注者は契約書及び設計図書並びに執行規則に特別の定めがある場合を除き、原則として国土 交通省大臣官房官庁営繕部が制定した公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、木造 建築工事標準仕様書および建築物解体工事標準仕様書、並びに標準図(以下「標準仕様書等」とい う。)に基づき、各の監理指針に従って工事を適正に施工しなければならない。ただし、監督員と協議 の上、書面をもって合意した場合はこの限りでない。

(工事関係書類の処理)

- 第4条 執行規則に規定する書類の処理は**別表第1-1**から1-3に掲げるとおりとする。ただし、同表に掲げていないものについては、監督職員と協議し決定するものとする。
- 2 標準仕様書等及びその他設計図書等に規定する書類のうち、受注者が作成する書類の処理は**別表第** 2 に掲げるとおりとする。ただし、同表に掲げる作成部数には工事成果品として提出する書類の部数 は含まないものとする。また、同表に掲げていないものについては、監督職員と協議し決定するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この改正は、平成27年3月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この改正は、平成30年3月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この改正は、令和元年6月10日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附則

この改正は、令和2年3月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附即

この改正は、令和3年3月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この改正は、令和4年3月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1-1(東部建築住宅事務所及び各総合事務所環境建築局(以下、「建築住宅課」という。)で契約する工事)

別表第1一1(5	1(東部建築住宅事務所》 		毛事務所 <i>及</i>	ひ合	総合事	*	塓項類			「娃豸	性七	誅」という。)で	契約する工事)	Т
	作月	戈者			手 段			提出	先	保智	予 先			41/
書類名称	発注者	受注者	提出時期	提出・郵送	電子メール	提示	作成部数	建築住宅課	建設総務課	建設総務課	建築住宅課	添付書類	書類様式 (指定がない書 類は任意様式)	執行規則 条 文 ◇〉内は契 約書条文を 示す
建設工事請負契約書		0	開札日から 14 日 以内	0			2		2 (1)	1	写	①約款 ②現場説明書 ③質問回答書 ④リサイクル法 別表 1~3(該 当する場合) ⑤図面		第5条 〈第1条〉
契約工程表(変更契約工程表)		0	請締か以工更変締や(変わ合負結ら内程を更結か工更なを契の7及の伴契後にのをい除約日日び変う約速 の伴場()	0			2		2 (1)	1	写		様式 営第2号	第25条〈第3条〉 〈第3条〉 (変更工程 表について は第25条 を準用)
請負代金内訳書		0	請締結7段という。 おりまれる 7 契めの 7 契めい 1 という はい	0			2		2 (1)	1	写			第 25 条 〈第3条〉
現場代理人選任(変更)通知書		0	契約締結後及び東後としている。	0			2		2 (写)	1	1	①請負者と3 ヶ月以上の雇 用関係が証 明きる書類 (写) ②変更理由 書(変更の場 合のみ)	様式 営第3号 (規則第4号) ②様式 営第3-4号	第 31 条 〈第 10 条〉
主任技術者等 選任(変更)通 知書		0	契約締結変更後の	0			2		2 (写)	1	1	①請負者と3 ヶ月以係書明時の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年	様式 営第 3-2 号 (規則第 5 号) (3)様式 営第 3-4 号	第 32 条 〈第 10 条〉

追加技術者選 任(変更)通知 書		0	工事着手 の及び速やか に	0			2		2(写)	1	1	①請負者と3 ヶ月関係書 用関係書 (写) 加技術 者にな証更更の 者にな証の 資の で の の の の の の の の の の の の の の の の の	様式 営第 3-3 号 (規則第 9 号)	第72条の3
監督員決定 (変更)通知書	0		契約締結 後及び変 更後速や かに				1			写	起案		様式 営第 33 号	第 30 条 〈第9条〉
火災保険等加 入状況報告書		0	工事者 の及延長更速 う変後 かに かに	0	0	0	1	1			写	①火災保険 等の証(写) ②法定外の 労災保険の 証(写)	様式** 営第6号(参考) ※現場代理人押印不要	第 73 条 〈第 50 条〉
施工体系図、施工体制台帳		0	下請契約 締結後 20 日以 内	0	0		2		2 (1)	1	写		鳥取県版参考様式	第 28 条 〈第7条〉
工事関係者措置要求書	0		工事の執 行、び管き でして不認 にくと いる場合				1			写	起案		様式 営第 15-2 号	第 33 条 〈第 12 条〉
支給材料(貸 与品)の引渡し 書	0		支給材料 (貸与品) の引渡し をした場 合				1				起案		様式 営第 16 号	第 36 条 〈第 15 条〉
支給材料(貸 与品)の受領 (借用)書		0	工事材料 等を支給 又は貸与 した場合	0	0 ☆		2	2 (1)			1		様式 営第 16-2 号	第 36 条 〈第 15 条〉
工事打合せ簿	0	0	指示、協 議、報告 時等	0	0☆		2	2 (1)			1	①図面等の 資料(部数は 監督職員と協 議して決定す る)	様式 営第 17 号	第 39 条 〈第 18 条〉 第 40 条 〈第 19 条〉
工事一時中止 (解除)通知書	0		工事一時 中止の必 要がある 場合				1			写	起案		様式 営第 18 号	第 40 条の2 〈第 20 条〉
工期延長申請		0	工期の延 長を求め る場合	0	O ☆		2	2		1	1		様式 営第 19 号 (規則第 6 号)	第 41 条 〈第 21 条〉
災害(事故)報 告書		0	災害(事 故)発生	0	0 \$		2	2 (写)		1	1		様式 営第 21-2 号	第 45 条
部分使用願い	0		部分使用をする場合				1				起案	①使用部分 に係る資料	様式 営第 22 号	第 57 条 〈第 33 条〉

工事出来形部 分等確認願		0	部分払金 を請求す る場合	0	○ ☆	1		1	1	写		様式 営第 23 号 (規則第 8 号)	第 66 条 〈第 37 条〉
工事出来形部 分等確認通知書	0		工事出分解 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			1				写		様式 営第 23-2 号	第 66 条 〈第 37 条〉
指定部分工事 完成(修補完 了)通知書		0	指定部分 工事(修 補)完成 (完了)か ら速やか に	0		2		2 (写)	1	1	①着工(修補) 前後写真	様式 営第 24 号	第 56 条〈第 38 条〉
指定部分引渡書		0	工事目的 物(指定 部分)の 引渡し時	0		2	2 (写)		1	1	①引渡し明 細書	様式 営第 24-2 号	第 56 条 〈第 38 条〉
工事完成(修 補完了)通知 書		0	工事(修 補完成 (完了)か ら速やか に	0		2	2 (写)		1	1	①着工(修補) 前後写真	様式 営第 29 号 (規則第 7 号)	第 51 条 〈第 31 条〉
引渡書		0	工事目的 物の引渡 し時	0	○☆	2	2 (写)		1	1	①引渡し明 細書	様式 営第 32 号	第 55 条 〈第 31 条〉

- ※ (写)は、提出書類から必要に応じて複写する。(受理、受付印を求められた場合等)
 - ()は、受注者に返却する行為を指し、写や1などは返却する書類の種類や部数を指す。
 - 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせること。
 - 提出とは、受注者が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すこと。
 - 提示とは、受注者が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、確認を受けること。
 - 承諾とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解すること。
 - 確認とは、工事を設計図書と照合し、設計図書のとおりに実施されているかを確かめ、受注者に対して認めること。

☆は、電子メールに代えて、情報共有システムで提出することもできる。

電子メール若しくは情報共有システムで書類を提出する場合、作成部数は適用しない。

別表第1-2(営繕課で契約し、東部建築住宅事務所及び各総合事務所環境建築局で工事監理する工事)

<u>別表第1-2(営約</u>	善課で	契約し	ン、東部建築(主宅	事剂	新.	及び名	3総合	事務	所環	竟建築	ほ局で	工事監理する工事)		
	作员	₽≠		_	手具	n.		损	1		音合	先			執行規則
	11円月	人们			十 長	又	作	并	1		务所			書類様式	条文
書類名称	発注者	受 注 者	提出時期			提示	成部数	建築住宅課	建設総務課	建設総務課	建築住宅課	営繕課	添付書類	(指定がない書類は任意様 式)	◇内は契 約書条文を 示す
建設工事請負契約書		0	開札日から 14日以内	0			2			2 (1)	写	1	①約款 ②現場説明書 ③質問回答書 ④リサイクル法別表 1 ~3(該当する場合) ⑤図面		第5条〈第1条〉
契約工程表(変更契約工程表)		0	請締おっての変変のでは、 おります。 おります。 はいます。 はいまする。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいまする。 はいます。 はいまする。 はい	0			2		2 (1)		写	1		様式 営第 2 号	第25条〈第3条〉 〈第3条〉 (変更工程 表について は第25条 を準用)
請負代金内訳書		0	請負契約 締結に ら7日以内 (契約書に 提出がいる 場合のみ)	0			2		2 (1)	1	写				第 25 条 〈第3条〉
現場代理人選任(変更)通知書		0	契約締結後及び受更後速やかに	0			2		2 (写)	1	1		①請負者と3ヶ月以上の雇用関係が証明きる書類(写) ②変更理由書(変更の場合のみ)	営第3 号 (規則 第4号) ②様式 営第3- 4号	第31条〈第10条〉
主任技術者等選任(変更)通知書		0	契約締結後及速やかに	0			2		2 (写)	1	1		①請負者と3ヶ月以上の雇用関係が証明きる書類(写) ②主任技術者等になり得る資格証(写) (実務経験のみによる場合は除く) ③実務経歴書(資格による場合は除く) ④変更理由書(変更の場合のみ)	様営号 第 5 第 5 第 5 第 5 第 5 第 5 3 第 3 4 5	第32条〈第10条〉

追加技術者選任(変更)通知書		0	工事着手の 日まで及び 変更後速 やかに				2		2 (写)	1	1		①請負者と3ヶ月以上の雇用関係が証明きる書類(写) ②追加技術者になり得る資格証(写) ③変更理由書(変更の場合のみ)	様式 営第 3- 3 号 (規則 第 9 号)	第72条の3
監督員決定 (変更)通知書	0		契約締結後及び変更後速やかに				1			写	起案	写		様式 営第 33 号	第 30 条〈第9条〉
火災保険等加 入状況報告書		0	工事着手の 日まで及び 工期延長を 伴う変更契 約後速やか に		0	0	1	1			写		①火災保険等の証 (写) ②法定外の労災保 険の証(写)	営第6	第73条〈第50条〉
施工体系図、施工体制台帳		0	下請契約 締結後 20 日以内	0	0		2		2 (1)	1	写			鳥取県版 参考様式	
工事関係者措置要求書	0		工事の執 行、施工及 び管理につ き著しく不 適当と認め る場合				1			写	写	起案		様式 営第 15-2 号	第 33 条 〈第 12 条〉
支給材料(貸 与品)の引渡し 書	0		支給材料 (貸与品)の 引渡しをし た場合				1				1	起案		様式 営第 16 号	第 36 条 〈第 15 条〉
支給材料(貸 与品)の受領 (借用)書		0	工事材料 等を支給又 は貸与した 場合	0	○☆		2	2 (1)			1			様式 営第 16-2 号	第 36 条 〈第 15 条〉
工事打合せ簿	0	0	指示、協 議、報告 時、提出時 等	0	$\bigcirc \Leftrightarrow$		2	2 (1)				1	①図面等の資料 (部数は監督職員と 協議して決定する)	様式 営第 17 号	第 39 条 〈第 18 条〉 第 40 条 〈第 19 条〉
工事一時中止 (解除)通知書	0		工事一時 中止の必要 がある場合				1				写	起案		様式 営第 18 号	第 40 条の2 〈第 20 条〉
工期延長申請		0	工期の延長 を求める場 合	0	○ ☆		2	2		1				様式 営第 19 号 (規則第 6 号)	第 41 条 〈第 21 条〉
災害(事故)報 告書		0	災害(事故) 発生時	0	○ ☆		2	2 (写)		1				様式 営第 21-2 号	第 45 条
部分使用願い	0		部分使用をする場合				1					起案	①使用部分に係る 資料	様式 営第 22 号	第 57 条 〈第 33 条〉
工事出来形部分等確認願		0	部分払金を 請求する場 合	0	○☆		1	1			写	1		様式 営第 23 号 (規則第 8 号)	第 66 条 〈第 37 条〉

工事出来形部	\circ		工事出来			1				写	# 7		様式	第 66 条
分等確認通知			形部分等								起案		営第	〈第 37 条〉
書			確認願を受								*		23-2 号	
			理してから											
			14 日以内											
指定部分工事		0	指定部分	\bigcirc	\bigcirc	2		2	1	1		①着工(修補)前後	様式	第 56 条
完成(修補完			工事(修補)		\$	_		(写)	1	1		写真	営第 24	〈第 38 条〉
了)通知書			完成(完了)		M			(4)				才具	号 5 5 6 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6	\分 30 未/
/ / / / / / / / /													7	
			から速やか											
			に											
指定部分引渡書		0	工事目的	\bigcirc		2		2	1	1	写	①引渡し明細書	様式	第 56 条
相足部刀引侵音		0			☆	4		(写)	1	1	7	① 別優し奶神音	営第	
			物(指定部		W			(子)						〈第 38 条〉
			分)の引渡										24-2 号	
			し時										101 6	
工事完成(修		\circ	工事(修補	\circ	\circ	2		2		1	1	①着工(修補)前後	様式	第 51 条
補完了)通知			完成(完了)		$\stackrel{\wedge}{\sim}$			(写)				写真	営第 29	〈第 31 条〉
書			から速やか										号	
			に										(規則	
													第7号)	
引渡書		0	工事目的	\bigcirc	\bigcirc	2	2			1	1	①引渡し明細書	様式	第 55 条
31122		_	物の引渡し		☆	_	(写)			_	_	0 31100 73.1111	営第 32	〈第 31 条〉
			時				(3)						号	(3) 01 2(7
			H/J										7	
													ĺ	

※ (写)は、提出書類から必要に応じて複写する。(受理、受付印を求められた場合等)

()は、受注者に返却する行為を指し、写や1などは返却する書類の種類や部数を指す。

報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせること。

提出とは、受注者が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すこと。

提示とは、受注者が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、確認を受けること。

承諾とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解すること。

確認とは、工事を設計図書と照合し、設計図書のとおりに実施されているかを確かめ、受注者に対して認めること。

☆は、電子メールに代えて、情報共有システムで提出することもできる。

電子メール若しくは情報共有システムで書類を提出する場合、作成部数は適用しない。

別表第1-3(県庁舎に係る工事)

	作点	战 者		3	手段	L Z		提出先	保管先			執行規則
書類名称	発注者	受注者	提出時期	提出・郵送	子メー	提示	作成部数	契約課	契約課	添付書類	書類様式 (指定がない書 類は任意様式)	条 文 <>内は契 約書条文を 示す
建設工事請負契約書		0	開札日から 14日以内	0			2	2 (1)	1	①約款 ②現場説明書 ③質問回答書 ④リサイクル法別表 1 ~3(該当する場合) ⑤図面		第5条
契約工程表(変更契約工程表)		0	請負契約 所称 7 日工程の大力の変更を 利の大力の変更を 利の変更を 利の変更を 利の変更を で変更を で変更を ででで でで で で で で で で で で り の の の の の の で の で	0			2	2 (1)	1		執営第2号	第 25 条 〈第3条〉 〈変更工程 表について は第 25 条 を準用)
請負代金内訳書		0	請負契約締 結の日から7 日以内 (契約書に提 出が求められ ている場合の み)	0			2	2 (1)	1			第 25 条 〈第3条〉
現場代理人選 任(変更)通知 書		0	契約締結後 及び変更後 速やかに	0			2	2 (1)	1	①請負者と3ヶ月以 上の雇用関係が証 明きる書類(写) ②変更理由書(変 更の場合のみ)	様式 営第3号 (規則第4号) ②様式 営第3-4号	第 31 条 〈第 10 条〉
主任技術者等 選任(変更)通 知書		0	契約締結後 及び変更後 速やかに	0			2	2 (1)	1	①請負者と3ヶ月以上の雇用関係が証明きる書類(写) ②主任技術者等になり得る資格証(写) (実務経験のみによる場合は除く) ③実務経歴書(資格による場合は除く) ④変更理由書(変更の場合のみ)	営第 3-2 号 (規則第 5 号) (規則第 5 号) (3様式 営第 3-4 号	第 32 条 〈第 10 条〉
追加技術者選 任(変更)通知 書		0	工事着手の 日まで及び 変更後速や かに	0			2	2 (1)	1	①請負者と3ヶ月以上の雇用関係が証明きる書類(写) ②追加技術者になり得る資格証(写) ③変更理由書(変更の場合のみ)	営第 3-3 号 (規則第 9 号)	第72条の3
監督員決定 (変更)通知書	0		契約締結後 及び変更後 速やかに				1		起案		様式 営第 33 号	第 30 条 〈第9条〉
火災保険等加 入状況報告書		0	工事着手の 日まで及び 工期延長を 伴う変更契約 後速やかに	0	0	0	1	1	1	①火災保険等の証 (写) ②法定外の労災保 険の証(写)	様式* 営第6号(参考) ※現場代理人押印不要	第 73 条 〈第 50 条〉

施工体系図、施工体制台帳		0	下請契約締 結後 20 日以 内	0			2	2 (1)	1		鳥取県版参考 様式	第 28 条 〈第7条〉
工事関係措置 要求書	0		工事の執行、 施工及び管 理につき著し く不適当と認 める場合				1		起案		様式 営第 15-2 号	第 33 条 〈第 12 条〉
支給材料(貸 与品)の引渡し 書	0		支給材料(貸 与品)の引渡 しをした場合				1		起案		様式 営第 16 号	第 36 条 〈第 15 条〉
支給材料(貸 与品)の受領 (借用)書		0	工事材料等 を支給又は 貸与した場合	0			2	2 (1)	1		様式 営第 16-2 号	第 36 条 〈第 15 条〉
工事打合せ簿	0	0	指示、協議、 報告時、提出 時等	0			2	2 (1)	1	①図面等の資料 (部数は監督職員と協議して決定する)	様式 営第 17 号	第 39 条 〈第 18 条〉 第 40 条 〈第 19 条〉
工事一時中止 (解除)通知書	0		工事一時中 止の必要が ある場合						起案		様式 営第 18 号	第 40 条の2 〈第 20 条〉
工期延長申請		0	工期の延長 を求める場合	0				2	1 1		様式 営第 19 号 (規則第 6 号)	第 41 条 〈第 21 条〉
災害(事故)報 告書		0	災害(事故)発 生時	0				2 (1)	1		様式 営第 21-2 号	第 45 条
部分使用願い	0		部分使用を する場合				1		起案	①使用部分に係る 資料	様式 営第 22 号	第 57 条 〈第 33 条〉
工事出来形部 分等確認願		0	部分払金を 請求する場 合	0			1	1	1		様式 営第 23 号 (規則第 8 号)	第 66 条 〈第 37 条〉
工事出来形部 分等確認通知 書	0		工事出来形 部分等確認 願を受理して から14日以 内				1		起案		様式 営第 23-2 号	第 66 条 〈第 37 条〉
指定部分工事 完成(修補完 了)通知書		0	指定部分工 事(修補)完成 (完了)から速 やかに	0			2	2 (1)	1	①着工(修補)前後 写真	様式 営第 24 号	第 56 条 〈第 38 条〉
指定部分引渡書		0	工事目的物 (指定部分)の 引渡し時	0			2	2 (1)	1	①引渡し明細書	様式 営第 24-2 号	第 56 条 〈第 38 条〉
工事完成(修 補完了)通知 書		0	工事(修補完成(完了)から 速やかに	0			2	2 (1)	1	①着工(修補)前後 写真	様式 営第 29 号 (規則第 7 号)	第 51 条 〈第 31 条〉
引渡書		0	工事目的物の引渡し時	0			2	2 (1)	1	①引渡し明細書	様式 営第 32 号	第 55 条 〈第 31 条〉
% () 1+ i	17. 14 H	シェンピ	出する行名なけ	10	720	ch +	2- 18	2.3.3世事用。1.	マサギーの	(番組の30米な世十		

※ ()は、受注者に返却する行為を指し、写や1などは返却する書類の種類や部数を指す。

報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせること。 提出とは、受注者が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すこと。

提示とは、受注者が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、確認を受けること。 承諾とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解すること。

確認とは、工事を設計図書と照合し、設計図書のとおりに実施されているかを確かめ、受注者に対して認めること。

☆は、電子メールに代えて、情報共有システムで提出することもできる。

電子メール若しくは情報共有システムで書類を提出する場合、作成部数は適用しない。

別表第2(第4条第2項関係)

別表第2(第4条第	2項関係)									
		100	手具			提出先(保管者)			
書類名称	作成時期	提出・郵送	電子メール		作成部数	工事監督 を委託しな い場合	工事監督 を委託する 場合	添付書類	書類様式 (指定がない書類の 様式は任意とする)	関係資料
電気保安技術者選任(変更)通知書	工事着工の 日まで(施工 計画書に記 載する場合は 提出不要)	0	O ☆		2	監督職員 及び統括 電気主任 技術者 (承諾)	指導監督 員及び統 括電気主 任技術者 (承諾)	①電気保安技術者 になり得る資格証 (写) ②変更理由書(変更 の場合のみ)	様式 営第4号(参考)	標準仕様書 (建築 1.3.3 電気 1.3.2 機械 1.3.2)
建設業退職金 共済証紙購入 報告書	随時	0	○ ☆	0	1	監督職員 (受理)	指導監督員 (受理)		様式 [※] 営第5号(参考) ※現場代理人押印不要	現場説明書
工事実績情報 の登録を証明 する資料	契約締結後、 変更及及所 事完成以内 (JACIC から 配信される確 認できない出)	0	○ ☆		1	監督職員(受理)	指導監督員(受理)	登録内容確認書等	様式 [※] 営第8号(参考) ※現場代理人押印不要	標準仕様書 (建築 1.1.4 電気 1.1.4 機械 1.1.4)
技能士の資格を証明する資料	適用工事着 工の日まで (施工計画書 に記載する場 合は提出不 要)	0	○ ☆		1	監督職員 (受理)	工事監理者 (受理)	技能士を証する書類	様式※ 営第9号(参考) ※現場代理人押印不要	標準仕様書 (建築 1.5.2 機械 1.5.2)
使用材料報告書	当該材料を 発注するまで (雑材料等に ついて監督 職員の承諾を 得た材料は 提出不要)	0	○ ☆		2	監督職員(受理)	工事監理者 (受理)	①材料の品質及び性能を証明する資料(納入仕様書等) ※JIS 又は JASマーク表示品は省略可能	様式 営第 14 号	標準仕様書 (建築 1.4.2 電気 1.4.2 機械 1.4.2)
	当該材料の 搬入後速や かに(監督職 員の承諾を得 た場合は一 括で提出可能)	0	○ ☆		2	監督職員(受理)	工事監理者(受理)	①材料搬入状況写真	様式* <報告書> 営第14-2号 <一覧表> 営第14-3号 <納品書コピー等> 様式 任意 ※現場代理人押印不要	標準仕様書 (建築 1.4.3 電気 1.4.3 機械 1.4.4)
発生材の処理 に係る報告書	処理後速やかに	0	○ ☆		1	監督職員 (受理)	工事監理者 (受理)		様式** 営第 25 号(参考) 25-2 号(参考) ※現場代理人押印不要	標準仕様書 (建築 1.3.11 電気 1.3.9 機械 1.3.9)
休日(時間外)作業届	休日(時間外) 作業の日まで	0	○ ☆		1	監督職員 (承諾)	指導監督 員及び工 事監理者 (承諾)		様式* 営第27号(参考) ※現場代理人押印不要	標準仕様書 (建築 1.3.5 電気 1.3.3 機械 1.3.3)

工事用却(安本)	1.周則左			1	松叔啦 早	一 中野 四 土		 	插淮从举事
工事週報(参考)	1週間毎	0	$\bigcirc $		監督職員 (受理:監督 職員より請 求された場 合)	工事監理者 (受理:監督 職員より請 求された場 合)		様式* 営第28号(参考) ※現場代理人押印不要	標準仕様書(建築 1.2.4 電気 1.2.4 機械 1.2.4)
実施工程表(月間)	毎月	0	0☆	2	監督職員(承諾)	工事監理者 (承諾)		様式* 営第28-2号(参考) ※現場代理人押印不要	標準仕様書 (建築 1.2.1 電気 1.2.1 機械 1.2.1)
施工計画書	工事着工の1 週間前まで	0	0 ☆	2	監督職員 (承諾)	工事監理者 (承諾)			標準仕様書 (建築 1.2.2 電気 1.2.2 機械 1.2.2)
工種別施工要 領書	当該工事着 工の1週間 まで(工事場 が少量の場 合は監督し、 複数の工作成 可能)	0	○☆	2	監督職員(承諾)	工事監理者(承諾)			標準仕様書 (建築 1.2.2 電気 1.2.2 機械 1.2.2)
総合試運転計画書	総合試運転 を実施する 30 日前まで	0	O☆	3	監督職員 及び統括 電気主任 技術者 (承諾)	指導監督 員、工事び 無括電報 無抵抵 表 表 系 (承 諾)			標準仕様書 (建築 1.2.2 電気 1.2.2 機械 1.2.2) 保安規程細 則第4条
施工図等	当該工事着 工の1週間前 まで	0	○☆	2	監督職員 (承諾)	工事監理者 (承諾)			標準仕様書 (建築 1.2.3 電気 1.2.3 機械 1.2.3)
打合わせ記録	打合わせ毎 速やかに	0	○☆	2	監督職員(確認)	工事監理者 (確認)		※現場代理人押印不要	標準仕様書 (建築 1.2.4 電気 1.2.4 機械 1.2.4)
各種施工記録	随時	0	○☆	1	監督職員 (確認:監督 職員より請 求された場 合)	工事監理者 (確認:指導 監督員又 は監理者 により請求 された場)			標準仕様書 (建築 1.2.4 電気 1.2.4 機械 1.2.4)
材料の試験計 画書(要領書)	材料の品質 及び性能を 試験により証 明する場合	0	○☆	2	監督職員 (受理)	工事監理者 (受理)			標準仕様書 (建築 1.4.5 電気 1.4.5 機械 1.4.6)
材料の試験結果	材料の品質 及び性能を 試験した場合 (製造者により 証明する場合 も含む)	0	O☆	2	監督職員(承諾)	工事監理者 (承諾)			標準仕様書 (建築 1.4.5 電気 1.4.5 機械 1.4.6)
一工程の施工 報告書	一工程の施工を完了後速やかに	0	○ ☆	1	監督職員 (受理)	工事監理者 (受理)	①当該施工記録		標準仕様書 (建築 1.5.4 電気 1.5.2 機械 1.5.3)

各種試験成績書	各種試験後速やか	0	\bigcirc	1	監督職員(受理)	工事監理者(受理)	①各種試験資料	(保安規定参照) 標営第5-1号 (絶縁接地抵抗測 定成第5-2号 (水圧試験成) 標営第5-3号 (満水・通水試験成 續書) 標営第5-4号 (気密試験成 標営第5-4号 (気密試験成 標営第5-5号 (冷暖房測定表) その他は任意様式	標準仕様書 (建築 1.5.6 電気 1.5.4 機械 1.5.5)
工法の提案書	設計図書に 定められた工 法以外を提 案する場合	\bigcirc	\\$	1	監督職員(確認)	指導監督 員及び工 事監理者 (確認)	①提案資料 (部数は監督職員と 協議して決定する)		標準仕様書 (建築 1.5.8 電気 1.5.6 機械 1.5.7)
化学物質の測 定結果	測定結果取りまとめ後速やかに	0	○☆	1	監督職員(受理)	工事監理者 (受理)			標準仕様書 (建築 1.5.9 電気 1.5.7 機械 1.5.8)
停電作業計画書	停電作業を 行う日まで	0	○☆	3	及び統括 電気主任 技術者 (承諾)	指導監督 員、工事監 理者及気 統括電技 主任技 者 (承諾)			保安規程細 則第5条
工事写真 ※紙印刷形式又は電子データ形式のいずれかを選択	随時	0	0☆	1	監督職員(確認)	工事監理者(確認)	施工記録写真等(工事種目又は分類毎に整理したアルバム形式を標準) ※他の資料(出来形管理、一工程の施工報告書等)で施工状況等が確認できる場合は省略可能		標準仕様書 (建築 1.2.4 電気 1.2.4 機械 1.2.4)

※報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせること。

提出とは、受注者が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すこと。

提示とは、受注者が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、確認を受けること。

承諾とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解すること。

確認とは、工事を設計図書と照合し、設計図書のとおりに実施されているかを確かめ、受注者に対して認めること。工事打合せ簿を鑑として、別表第2に掲げる書類の提出等を行う場合は、各書類への押印を省略できるものとする。

☆は、電子メールに代えて、情報共有システムで提出することもできる。 電子メール若しくは情報共有システムで書類を提出する場合、作成部数は適用しない。